

ネットとうほく 2017 (検) 第 12 号-2

2018 年 (平成 30 年) 11 月 29 日

〒605-0074

京都市東山区祇園町南側 551 番地

公益財団法人 日本漢字能力検定協会 御中

〒981-0933

仙台市青葉区柏木一丁目 2-40

ブライトシティ柏木 702 号室

内閣総理大臣認定 適格消費者団体

特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘

電話 022-727-9123

FAX 022-739-7477

URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



## 再 照 会 書

当団体からの平成30年3月22日付照会書（以下、「照会書」という。）に対し、貴法人より同年4月24日付回答書を拝受いたしました。ご対応いただきましたことに御礼申し上げます。

ご送付いただきました回答書を検討した結果、以下のとおり再照会をいたします。

### 【再照会事項】

#### 1 キャンセルした場合にかかる費用の額等について

ご回答において、「当協会が主催する日本漢字能力検定の検定料については、お申し込みいただいた時点で受付機関・決済機関への事務手数料がかかり、またキャンセルが認められるとした場合、キャンセルに対応する事務費用等がかかり、もともと検定料を安価に設定しているため、返還できる差額が生じない構造になっており、・・・」とされていますが、具体的な事務費用の金額・程度がわからないとご説明内容の当否について判断ができません。つきましては、以下のとおり、具体的な

費用額（概算で結構です）、該当する事例の件数につき照会いたします。

(1) 検定料を入金したが願書等を提出しなかった場合に要する費用について

(ア) 貴法人の平成30年4月24日付ご回答（以下、単に「ご回答」という）によると、検定料を払ったが願書等を提出しなかった場合に検定料の返還に応じるとすると、「①受付機関（書店等）への手数料、②返金事務に係る費用、③返金にかかる送料（現金書留等）がかかり、・・・返還できる差額が生じません」とのことですが、①、②、③の具体的な費用額（1件当たりの額〔概算で結構です〕、各級で検定料が異なるため各級毎に違う場合はその額）をご説明下さい。

(イ) ご回答によると、願書等の提出後には「受付事務（委託先）手数料」が発生する、「必着日時点で会場（座席）の確保、検定問題の準備等の手配がなされ、申込みに相当する費用が発生する」とされています。検定料を払ったが願書等を提出しなかった場合には、これらの受付事務（委託先）手数料や会場（座席）の確保等の準備行為は行われず（費用発生しない）ものと理解してよろしいでしょうか。このような場合でも行われる事務手続や準備行為があれば、その内容、発生する費用額についてご説明下さい。

(ウ) 書店申込みによる検定料入金を行ったが願書と書店払込証書を必着日までに提出しないケース（貴法人のHPでは「無効」となるとされているケース）はどの位あるのでしょうか。過去2年分の検定料入金者数中に占める人数（件数）及び割合についてご回答下さい（可能であれば各級毎にご回答下さい）。

(2) 願書等の提出後に返金する場合に要する費用について

(ア) 願書等の提出後必着日前（会場（座席）確保等の準備に入る前）の段階において検定料の返還に応じる場合には、①受付機関（書店等）への手数料、③返金事務に係る費用、③返金にかかる送料（現金書留等）を要するとのことですが、①～③の内容や金額は、上記2（1）と同じでしょうか。異なる場合にはその内容金額をご説明下さい。

(イ) 願書等の提出後必着日を経過した後に返金する場合に返金に応じた場合にかかる費用として、上記①～③に加えて「受付事務（委託先）手数料」があるとのことですが、具体的には1件当たり幾らを要するのか（各級毎に違う場合はそ

の額を)をご説明下さい。

(ウ) 受検が実施された場合に要する費用の内容及び1件当たりの金額についてご説明下さい。

(エ) 検定料支払い及び願書等の提出をしたが、受検しなかったケースはどの位あるのでしょうか。過去2年分の検定料入金者数中に占める人数(件数)及び割合についてご回答下さい(可能であれば各級毎にご回答下さい)。

## 2 申込みが「無効」となるとの記載について

検定料を入金したが願書と書店払込証書を必着日までに提出しない場合は、貴法人のご案内では「申込みは無効となります」と記載されています。申込みが無効となり契約が成立しないとすると、法的には、支払った検定料は「不当利得」として申込者に返金すべきことになるはずですが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

## 3 受検の次回以降への振替について

検定料を入金したが願書と書店払込証書を必着日までに提出しない場合について、「次回以降への延期もできません」とされています。「受付事務(委託先)」、「会場(座席)の確保、検定問題の準備等の手配」は、願書等の提出後になされるとすると、改めて願書等の提出を求めて次回以降への振替することは可能ではないかと思われませんが、次回以降への振替を認めないのはどのような理由によるのでしょうか。返金に代わる方法として振替措置を検討頂くことはできないのでしょうか。

以上